

日本カナダ学会役員選出規則

1997年5月28日制定

1990年9月22日改正

2001年9月15日改正

2006年9月9日改正

2014年10月4日改正

第1条 この規則は、日本カナダ学会規約第8条第3項に基づき、役員を選出について定める。

第2条 役員は、正会員（会員資格停止中の者を除く。）の中から選出する。

第3条 理事は、15名以内とする。ただし、理事会がとくに必要と判断する場合には、若干名を増員することができる。

第4条 理事のうち8名は、正会員及び学生会員（会員資格停止中の会員を除く。以下「選挙人」という。）による選挙で選出する。

2 前項の選挙は、選挙施行の年に開催される総会の30日前までに実施しなければならない。

第5条 前条の選挙にかかわる事務は、選挙管理委員会が管掌する。

2 選挙管理委員会は、理事会が指名する3名の正会員をもって構成し、互選により選挙管理委員長を選出する。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員会の事務を統括する。

第6条 選挙管理委員会は、投票締切日の30日前までに縦覧用選挙人名簿を選挙人に配布し、訂正の有無を確認しなければならない。

2 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、投票締切日の20日前をもって確定する。

第7条 第4条の選挙は、5名制限連記による郵送投票をもって行うものとし、投票用紙の書式は選挙管理委員会がこれを定める。

2 6名以上の氏名を記載した投票及び同一の氏名を複数回記載した投票は、その全部を無効とする。5名未満の氏名を記載した投票は、有効とする。

3 開票は、選挙管理委員会が行なう。開票の結果同点者が生じた場合には、選挙管理委員会が抽選によって当選者を決定する。

4 選挙管理委員長は、選挙の結果を速やかに会長に報告しなければならない。

第7条の2 前条の規定にかかわらず、選挙管理委員会は第4条の選挙における投票の主たる方式として、ウェブブラウザ等を用いる電子的手段を採用することができる。この場合において、電子的手段による投票を希望しない選挙人には、郵送投票の手段を講じなくてはならない。

第8条 第4条によって選出された者を除く理事及び監事は、理事・監事選考委員会において選出する。

2 理事・監事選考委員会は、現に役員の地位にある者及び第4条によって選出された者をもって構成し、会長が招集する。

3 本条に基づく理事及び監事の選出にあたっては、被選出者の地域分布及び専門分野等を考慮するものとする。

第9条 次期会長及び副会長は、会長・副会長選考委員会において、互選によって選出する。

2 会長・副会長選考委員会は、第4条及び第8条によって選出された者をもって構成し、会長がこれを招集する。委員会は、会長を除く委員の互選によって選出された者が議長となり、議事の進行にあたる。

第10条 理事・監事選考委員会及び会長・副会長選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ

議決することができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第11条 理事会は、次の各号に定める場合、第4条及び第8条の規定にかかわらず、理事又は監事を補充又は選出することができる。

- (1) 理事又は監事に欠員が生じた場合
- (2) 現に理事の職にない者が次期会長又は副会長に選出された場合
- (3) その他緊急の必要が認められる場合

2 前項により選出された者は、第13条に定める総会の承認を得るまでの間、理事又は監事としての職務を行う。

第12条 会長又は次期会長が欠けた場合において、理事会が必要と判断するときは、理事会は、会長又は次期会長となるべき者を選出することができる。

第13条 会長は、第4条、第8条、第9条、第11条及び第12条による役員の選出が行われたときには、その結果を直近の総会において報告し、承認を求めなければならない。

第14条 前条の規定にかかわらず、第12条による選出について、理事会が必要と認める場合には、郵送投票による承認をもって総会における承認に代えることができる。

2 前項に定める郵送投票は第4条第1項に準じて行うものとし、承認には、有効投票の過半数を必要とする。

3 第1項に定める郵送投票の事務は、学会事務局がこれを行う。

4 第7条の2の規定は、前3項に定める郵送投票による承認に準用する。

附 則

この規則は、2006年9月9日から施行する。